

令和2年 7月30日 開会

令和2年第5回

農業委員会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（令和2年 第5回）	
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開会日時	令和2年 7月30日(木) 午後 1時35分
閉会日時	令和2年 7月30日(木) 午後 2時08分

議事録署名委員 2番 坂本 誠治 9番 藤村 晃

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 篠原 尚志 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件 別紙のとおり

付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について
議案第3号 非農地通知について
- 日程第3 その他

会議の経過

事務局長

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和2年第5回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、2名の委員さんが欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

議長

一言、ご挨拶を申し上げます。

梅雨明けをまもなく迎えようとしておりますが、毎日蒸し暑い日が続いております。

委員の皆さんにおかれましては、この暑さに負うことなく、お元気でお仕事にお励みのことと思います。

このたびは、7月の農業委員会のご案内を差し上げましたところ、委員の皆さんには、公私共に大変お忙しい中ご出席を賜り、本会議が開催できること厚くお礼申し上げます。

さて、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」までございます。
慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、着座での進行とさせていただきます。

議 長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長

異議なしと認めます。それでは指名させて頂きます。
「2番 坂本委員」さん、「9番 藤村委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

(農地法第3条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長

着座でご説明させていただきます。

議案書の1ページと会議資料の1~33ページまでを順次お開き下さい。

「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、3件でございます。

No.1は、譲渡人が「徳島市北矢三町一丁目2番8-102号の●●●」さん、譲受人が「つるぎ町貞光字宮内141番地の●●●●」さんで、申請地は、「貞光字宮内234番1・地目は田・面積1, 336m²」の土地でございます。売買による所有権移転でございます。

No.2は、譲渡人が「神戸市西区上新地2丁目22番地の5の●●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町半田字田井279番地の●●●」さんで、申請地は、「半田字田井278番1・地目は田・面積250m²」の土地でございます。売買による所有権移転でございます。

No.3は、譲渡人が「つるぎ町半田字小野284番地の●●●●」さん、譲受人が「つるぎ町貞光字川見74番地の●●●●」さんで、申請地は、「半田字小野284番7・地目は畠・面積85m²」の土地でございます。売買による所有権移転でございます。

この3件の3条申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんの意見をお願いしたいところであります。No.1については、柴田委員さんの担当地区となっていますので、よろしくお願いします。

柴田委員

No.1の申請について、7月21日事務局と現地調査を行いました。
地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。
申請地は、会議資料の9・10ページの位置図にありますように、国道438号線を300mほど進んで東に入り、宮内谷沿いを上がったところに在ります土壤の良い広大な農

地であります。

譲受人においては、農業歴54年のベテランの農業者であり、農業に精通しておるということで、譲渡人から農地として大いに利用してほしい旨の申出があり、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

権利取得後も引き続いて、従前同様にブロックリー、藍を作付けする計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思いますので、よろしくお願ひ致します。

以上でございます。

議長

No.1について、報告がありました。

ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 意見なし。

議長

ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。

議長

続きまして、No.2については、坂本委員さんの担当地区となっていますので、よろしくお願ひします。

坂本委員

No. 2 の申請について、7月21日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の31・32ページの位置図にありますように、国道192号線沿いに構えておりますタイヤ店「オートランドニシ」さん手前50mを南に上がり右折してすぐのところにあります裏は水路が通っており、譲渡人所有の宅地・居宅に隣接した小面積の農地であります。

譲受人は、今後隣接の宅地・居宅についても購入予定であるとの事で、まずは申請地の農地について、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

権利取得後は、現住所の貞光川見地区で耕作していることと同様で自家消費の季節野菜を栽培し、半田小野地区の集落の取り決めに従って支障のないよう耕作を行い、農薬使用についても、責任をもって対処する旨、附記されております。農地利用でございますので問題はないかと思いますので、よろしくお願ひ致します。

以上でございます。

議 長

No. 2 について、報告がありました。

ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号のNo.2については、承認することに決定致します。

議 長

続きまして、No.3については、大西委員さんの担当地区となっていますので、よろしくお願いします。

大西委員

No.3の申請について、7月21日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の20・21ページの位置図にありますように、半田田井の半田中学校から県道を挟んで西側にあり、譲受人の居宅に隣接する南北に長い農地であります。譲渡人も県外に在住であり、帰省する機会も少ないため、譲受人に売却の申出をしたところ、このたび双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

権利取得後は、これまでと同様に自家消費の季節野菜を栽培する計画となっております。農薬使用についても、近隣への迷惑・悪影響を及ぼさないよう十分に配慮する旨、附記されております。

農地利用でございますので問題はないかと思いますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

議 長

No. 3について、報告がありました。

ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、議案第1号のNo.3については、承認することに決定致します。

したがいまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(利用権設定)

議 長

続きまして「日程第2 議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2～3ページと会議資料の34～49ページまでを順次お開き下さい。

「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定が5件9筆で、新規設定が3件5筆でございます。

1件目は、「半田東南の●●●●さん」から「半田西地の●●●●さん」に、半田字東久保74番の田・1、050m²の賃借権5年の再設定で、耕作作目は水稻です。

2件目は、「板野郡松茂町の●●●●さん」から「美馬市美馬町の●●●●さん」に、貞光字宮下87番1の田・544m²の賃借権3年の再設定で、耕作作目は野菜です。

3件目は、「貞光太田第二の●●●●さん」から「貞光太田第一の●●●●さん」に、貞光字太田西200番1の田・610m²、貞光字太田西170番1の田・414m²の2筆の耕作作目は水稻で、貞光字太田西198番1の畑・298m²の1筆の耕作作目は野菜の合計3筆が賃借権5年の再設定です。

4件目は、「大阪府寝屋川市の●●●●さん」から、「板野郡北島町の●●●●さん」に半田字蔭名289番1の畑・2、453m²、半田字蔭名308番の畑・1、628m²、半田字蔭名306番の畑・1、187m²の3筆で賃借権5年の再設定で、耕作作目は栗・野菜です。

5件目は、「香川県さぬき市の●●●●さん」から「半田西地の●●●●さん」に、半田字西久保10番の3の畑・901m²の賃借権5年の再設定で、耕作作目は野菜です。

6件目は、「大阪府大阪狭山市の●●●●さん」から、「徳島市佐古一番町の●●●●さん」に貞光字岡89番1の畑・1、651m²の使用貸借権5年の新規設定です。耕作作目はハーブ類です。この農地については、所有者の●●さんがつるぎ町農地バンクに登録していた農地でありまして、このたび借受人であります●●さんからの利用申請を受け、両者間での農地貸借は成立しています。

7件目は、「貞光南中町の●●●●さん」から「貞光秋葉の●●●●さん」に、貞光字宮下88番の田・1、200m²、貞光字宮下89番の畑・1、186m²の2筆で賃借権10

年の新規設定です。耕作作目は、水稻です。

8件目は、「貞光浦山の●●●●さん」から「美馬市美馬町の●●●●●さん」に、貞光字浦山375番1の畠・574m²、貞光字浦山375番2の畠・355m²の2筆で賃借権5年の新規設定です。耕作作目は柚子です。

以上、再設定5件、新規設定3件の8件、14筆の14,051m²でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。

なお、今回の第1号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「●●委員さん」しばらくの間、退席をお願い致します。

【 ●●委員が退席し、別室で待機 】

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第2号 農用地利用集積計画による利用

権設定について」は、承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので、「●●委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

【 ●●委員が入室し、着席 】

(非農地通知)

議 長

次に、「日程第2 議案第3号 非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の4ページと会議資料の50~55ページまでを順次お開き下さい。

「非農地通知について」でございます。

申請については、申請人が、「つるぎ町貞光字西山119番地3の●●●●さん」でございます。

申請地につきましては「一字字太刀之本14番9で登記地目は畠、面積・82m²」の土地でございます。

7月17日に、小倉委員さんと事務局とで現地を確認しました。

申請地は、会議資料の53・54ページの位置図にありますように、一字・地蔵寺の真下に位置しております、30年以上前は当時の太刀之本地区で活気があふれておりました商店兼居宅と住民が通路として利用していました石の階段に挟まれた小面積の畠でした。

当時から農地として耕作しておらず、平成21年相続により現所有者に所有権移転した今日においても、会議資料の55ページの現況写真のとおり原野化して状況でございます。

現在のこの農地周辺の状況等からみて、この土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今の「非農地通知」について、ご質疑・ご意見はございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長

異議がないようでございますので、「日程第2 議案第3号 非農地通知について」は、承認することに致します。

議 長

次に、「日程第3 その他」についてを議題といたします。

事務局より、事務連絡があります。

事務局長

それでは、お手元にお渡ししております別紙「事務連絡」資料に沿って、ご説明させていただきます。

始めに「農地パトロール（利用状況調査）の実施について」でございます。農地パトロ

ールは農業委員会の役割として農地の利用状況についての調査が義務づけられており、毎年実施しております。資料に実施要領を添付しております。

目的としましては、（趣旨）第1条にありますように、「農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。このため、農地パトロールを実施し、

- ①遊休農地の実態把握と発生防止、解消
 - ②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む
- ため、実施するものでございます。

本年の実施予定を最後のページに載せていますが、昨年と同様の計画（案）でございますが、実施時期については、遊休農地の利用意向調査等の関係で、全国的な農地パトロール月間が8月頃となったため、8月24日（月）から8月28日（金）の5日間を予定したいと考えております。

2週間前になりましたら、再度案内をお送りさせていただきます。

他3件については、資料のとおりでありますのでご覧ください。

それでは、農地パトロールの日程等について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局より説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご異議がないようですので、この件については、当委員会としては、計画案のとおり実施することと致します。

続いて事務局より、事務連絡があります。

事務局長

続いて、事務連絡を3件ほどお願ひいたします。

- ・源泉徴収票に係るマイナンバーについて
- ・農業委員研修について
- ・農業委員の活動実績について

(以上別紙資料にて説明する。)

議 長

事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長

ご意見等もないようですので、これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第5回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終了 午後 2時08分

令和2年 7月30日

つるぎ町農業委員会 会長 桑 平 稔

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 2番委員

議事録署名者 9番委員